The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	岳麓秦簡『占夢書』の思想史的位置
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 2013, 57, p. 100-115
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58658
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊 巨号（総五十七号）平成二十五年十二月 一〇〇―一一五頁

岳麓秦簡『占夢書』の思想史的位置

湯浅邦弘

序言

『晏子春秋』内篇雑下には、春秋時代における占夢者および占夢書の存在を示唆する興味深い故事が見える（注1）。そこからは、当時、斉の君主のもとに、お抱えの占夢者がおり、原則として占夢書を参照しつつ占断を下す、という状況が看取できる。

しかし、これまで、こうした占夢書の具体的な内容については、文献が残っておらず、よく分からなかった。まとまった占夢書としては、敦煌本『新集周公解夢書』があるものの、これは遙かに時代が下る資料であり、また、各種の類書に採録された占夢書の記述も断片的なものに過ぎない（注2）。

こうした状況の中で、中国湖南省の岳麓書院が入手した秦簡『占夢書』は、遅くとも秦代における占夢書の実態を示す貴重な資料である。そこで本稿では、この岳麓秦簡『占夢書』の構造と占夢法に注目しつつ、その思想史的位置について考察を加えてみることとする。

一、岳麓書院蔵秦簡の概要

二〇〇七年十二月、湖南大学岳麓書院が香港に流出していた秦簡（出土地不明）を緊急購入した。大小八箱に入っていた竹簡はラップで包まれていた。その総数は、二一〇〇枚（ほぼ完整なものは一三〇〇余枚）。また、二〇〇八年八月、香港の収蔵家が購得していた竹簡七十六枚（ほぼ完整なものは三十余枚）が岳麓書院に寄贈さ

れた。これにより、岳麓秦簡の総数は二一七六簡となった。岳麓書院が購入した竹簡と、収蔵家が寄贈した竹簡は、形制や書体・内容などが酷似しており、同一の出土簡であろうと考えられている。岳麓秦簡の大半は、竹簡であるが、三十余枚の木簡もある。

この岳麓秦簡については、まず陳松長「岳麓書院所蔵秦簡綜述」（『文物』二〇〇九年第三期）が、その入手状況や各篇の概説を紹介した。そして、朱漢民・陳松長主編『岳麓書院蔵秦簡〔壹〕』（上海辞書出版社、二〇一〇年十二月）が刊行され、岳麓秦簡の内、『質日』『為吏治官及黔首』『占夢書』の三文献に関する図版（カラー図版および赤外線図版）と釈文が公開された。岳麓秦簡の全容は、全六分冊によって公開されるという。

本稿で取り扱う『占夢書』は、その第一分冊に収録されている古逸書である。以下、『岳麓書院蔵秦簡〔壹〕』の解説を手がかりに、岳麓秦簡の概要を以下に整理してみたい。

竹簡は簡長により三種に大別される。①三十cm前後、②二十七cm前後、③二十五cm前後、の三種である。幅は五～八mm。編綫は二種で、三道編綫のものと、両道編綫のものがある。編綫痕と文字との関係から、①筆写した後に編輟したもの、②先に編輟してから筆写したもの、に大別される。

文字は竹黄面に記されているが、背面に篇題と思われる文字が記されているものもある。第一分冊所収の資料の一つ『質日』（暦譜）に、「秦始皇二十七年」、「三十四年」、「三十五年」という紀年が認められることから、成書年代の下限は、始皇帝三十五年（前二一二）頃と推測される。

また、雲夢睡虎地秦簡と類似した秦の律令や役人のための手引き書が含まれていることから、岳麓秦簡の墓主についても、治獄にたずさわった人物であった可能性が指摘されている。

そして、基礎整理の結果、岳麓秦簡は次の七部に大別された。

（一）『質日』
（二）『為吏治官及黔首』
（三）『占夢書』
（四）『数』書
（五）『奏讞書』
（六）『秦律雑抄』
（七）『秦令雑抄』

このうち、『質日』『為吏治官及黔首』『数』書は竹簡背面に篇題がある。その他は編者による仮題である。

二、『占夢書』の概要と研究課題

次に、岳麓秦簡『占夢書』の概要をまとめる。

整理者は陳松長氏。竹簡枚数は四十八枚。簡長は約三十cm。三道編綫。

筆写方式は二種あり、①分段筆写せず、占夢理論を説くもの五枚（図1参照）。②二段筆写で、夢象と占断を記すもの四十三枚（図2参照）。

この『占夢書』について、整理者の陳松長氏は、現時点では最古の占夢書であると高く評価している。ただ、『占夢書』全体の構造やその思想的意義については、具体的な論及はなされていない。

それでは、この文献については、どのような研究課題があるのだろうか。

まず、この文献を中国現存最古の占夢書と考えて良いかという問題である。『漢書』芸文志には『黄帝長柳占夢』十一巻、『甘徳長柳占夢』二十巻などが記されているが、すでに『隋書』経籍志中には見られず、早くに散逸したものと思われる。この『占夢書』が秦簡である以上、最古という評価には間違いがないと思われるが、確認が必要であろう。

第二は、それに関連して、睡虎地秦墓竹簡「日書」との関係である。一九七五年に湖北省雲夢県睡虎地で発見された秦簡は、岳麓秦簡とほぼ同時代の筆写物であると思われるが、「日書」の中にも、占夢に関する記述がある。両者にはどのような関係があると言えるのだろうか。

第三は、竹簡の配列である。近年、竹簡の配列につい

図1　『占夢書』第一簡（満写簡）

図2　『占夢書』第九簡（二段筆写）

ては、竹簡背面の劃痕や墨線が注目されている。北京大学蔵戦国竹書では、劃痕が竹簡配列の有力な手がかりになったとされる(注3)。この岳麓秦簡には、劃痕や墨線はあったのか。また、竹簡の配列に問題はないのだろうか。

第四は、二段筆写されている竹簡の読み方である。上下二段に筆写されている箇所は、どのような順序で読めばいいのだろうか。出土資料における段組筆写の先例としては、睡虎地秦墓竹簡「為吏之道」がある。これとの関係にも留意しながら検討する必要があろう。

第五は、占夢の記述パターンである。敦煌本『新集周公解夢書』には、夢象および占断が整然と記されているが、この『占夢書』ではどうであろうか。

以上の五つの問題について、次章で順次検討したい。

三、『占夢書』の構成と文献的性格

まず、第一と第二の問題を一括して検討してみよう。先述した通り、『漢書』芸文志に、『黄帝長柳占夢』『甘徳長柳占夢』の記載があるが、これらの文献は現存しない。また、『晏子春秋』には、当時、占夢者が占夢書を参照して占断を下していたらしい故事が記されている。しかし、いずれもその内容は確認されていない。これだけ大部のまとまった古代の占夢書が発見されたのは初めてである。現存最古の占夢書と言って良いであろう。

但し、睡虎地秦墓竹簡「日書」の中に、一部「占夢」に関する記述があり、注意を要する。「日書」甲種には、「夢」の標題があり、悪夢を見た際に、それを祓うための呪文が次のように記されている(注4)。

人有悪夢、覺、乃釋髪西北面坐、禱之曰、「皋。敢告爾［犭+今］［立+奇］。某、有悪夢、走歸［犭+今］［立+奇］之所。［犭+今］［立+奇］強飲強食、賜某大幅（富）、非錢乃布、非繭乃絮」。則止矣。

また同・乙種にも「夢」の標題があり、「甲乙夢被黒裘衣寇〈冠〉、喜、人〈入〉水中及谷、得也」「丙丁夢□、喜也、木金得也」「戊已夢黒、吉、得喜也」のように、十干で表示した日の夢の吉凶について記すものが五条、および悪夢を払う呪文一条が記されている。

しかしこれらは、岳麓秦簡『占夢書』や敦煌本『新集周公解夢書』に比べると、きわめて断片的な記述にとどまっている。これをもって占夢書と断定するには大いに躊躇いが感じられる。

さらに、漢代では、武威漢簡の卜筮類木簡十一簡の中に、「夢書之類」と仮称された二本の木簡があるが、これも、「占夢書」というほどのまとまりを持つものでは

なく、むしろ「日書」の「夢」に近い性格のものと推測される。

従って、岳麓秦簡『占夢書』は現時点では、やはり現存最古の占夢書と評して良いであろう。

次に、第三の竹簡の配列問題について検討してみよう。整理者の陳松長氏は、敦煌本『新集周公解夢書』などを参考にして、占夢書の体例を想定し、まず段組筆写されていない五簡を序論として先頭に配置した後、第六簡以降最終簡までを、具体的な占断を記す竹簡として配列したと考えられる。

ただ、『占夢書』には、文脈をとりづらい部分もあり、この竹簡配列が客観的根拠によって行われたのはどうかについては、やや疑問が持たれる。竹簡配列を検討する際に重要な手がかりになるものとして劃痕・墨線があるが、『占夢書』は、竹簡背面に劃痕・墨線は認められたのであろうか。またそれを手がかりとして配列を決めたのであろうか。

この点について、筆者は、二〇一二年夏に岳麓書院を訪問し、岳麓秦簡を拝見しつつ陳松長氏に直接質問したところ、岳麓秦簡『占夢書』には、劃痕・墨線は認められなかったとの回答を得た。そして、分段筆写していない竹簡五枚を先に配列し、二段組で筆写している竹簡を後に配列している点については、分段筆写していない五本の竹簡を先に置けば、序（概説）に相当し、後に置くと結論（総括）ということになるが、中国の文書の慣例からすると、序である可能性が高いだろうと考え、その五枚を先に配置したとのことであった。また、残り四十三枚については、敦煌本『新集周公解夢書』が、おおむね「天」「地」「人」の配列になっていることを参考にして配列を行ったとのことであった(注5)。

そうすると、これら四十八枚の竹簡配列については、なお確定的なことは言えず、現時点では、あくまで仮配列と考えておいた方がよさそうである。

次に、第四の問題である二段組筆写の簡の読み方について検討してみよう。二段組で記されている竹簡は、まず上段を右から左に読み、その後、下段を右から左に読むという理解で良いのだろうか。これを仮に横断式の読みと称しておく。ちなみに睡虎地秦墓竹簡「為吏之道」は五段組筆写されており、同「日書」にも、二段・三段・六段の筆写が見られる箇所がある。これらは、内容の連続性から考えて、横断式の読みであった可能性が高く、睡虎地秦墓竹簡の整理小組もそのように釈読している。

それでは、岳麓秦簡『占夢書』はどうであろうか。結

論を先に言えば、その読みは、やはり横断式であった可能性が高いと考えられる。

まず、横断式ではなく、同一竹簡の上段から下段へと読ませる体裁だったと仮定した場合を考えてみよう。例えば、次の竹簡には、上下段に意味の連続性が全く見られない(注6)。

（第六簡）

〈上〉春夢飛登丘陵、縁木生長燔（繁）華、吉。

〈下〉夢偽〻（為人）丈、勞心。

（第七簡）

〈上〉夢天雨□(注7)、歳大襄（穰）。

〈下〉吏夢企匕（上）、其占□□

（第三十九簡）

〈上〉夢衣新衣乃傷於兵。

〈下〉夢見熊者、見官長。

（第四十簡）

〈上〉夢見飲酒、不出三日必有雨。

〈下〉夢見蚰者、魄君為祟。

これらは一例であり、『占夢書』には、基本的に、同一竹簡を上から下へと読む必然性が感じられない。

但し、第四十簡下段以降、第四十六簡上段までは、上段と下段ともにすべて鬼神・神名が登場するという共通点があり、注意を要する。

いずれにしても、各竹簡を上から下へと読ませようとしているのであれば、そもそも分段筆写する必然性がよく分からない。もし、占断ごとの区切りを明確にしようとしたのであれば、他の出土文献に見られるように、墨釘・墨鉤・墨節などの区切り記号を打つという方法でも良かったはずである。上から下へという読みには、やや疑問が感じられる。

それでは、横断式の読み方であったとすればどうであろうか。

まず、第九簡上段と十簡下段は、ともに「亡」という内容上の共通点を持つ。

（第九簡）

〈上〉春夏夢亡上者、兇。

（第十簡）

〈上〉夢亡下者、吉。

同様に、第三十一簡上段と、第三十二簡上段も、「灑人」という共通点がある。

（第三十一簡）

〈上〉夢以弱（溺）灑人、得其亡奴婢。

（第三十二簡）

〈上〉夢以泣灑人、得其亡子。

また、第四十一簡上段と第四十二簡上段には、「羊」「犬」という動物名が連続するとともに、「傷」「行」といった神名も連続する。

（第四十一簡）

〈上〉夢見羊者、殤（傷）欲食。

（第四十二簡）

〈上〉［夢］見犬者、行欲食。

以上は上段同士の連続性であるが、同様のことは、下段についても言える。次の第十八簡下段と第十九簡下段は、「蛇」が共通する。

（第十八簡）

〈下〉夢蛇入人口、肓（舌）不出、丈夫為祝、女子為巫。

（第十九簡）

〈下〉夢蛇則［封＋虫］（蜂）蠆赫（螫）之、有芮（退）者。

また、第三十一簡下段と第三十二簡下段は、「桃」「李」という類似性がうかがえる。

（第三十一簡）

〈下〉夢見桃、為有苛憂。

（第三十二簡）

〈下〉夢見李、為復故吏。

更に、第三十七簡から第四十簡までは、下段に「衆羊」「虎豹」「熊」「蚰」という動物の夢が連続する。

（第三十七簡）

〈下〉夢見衆羊、有行乙里。

（第三十八簡）

〈下〉夢見虎豹者、見貴人。

（第三十九簡）

〈下〉夢見熊者、見官長。

（第四十簡）

〈下〉夢見蚰者、魄君為祟。

このように、横断式に読むと仮定した場合には、すべての竹簡とは言えないまでも、イメージの連続性が認められる箇所がある。もっとも、横断式で完璧に読めるかと言えば、必ずしもそうとは言えない。その原因としては、二つの可能性が考えられる。

第一は、竹簡の残り具合である。岳麓秦簡『占夢書』には、竹簡背面に劃痕や墨線がなく、竹簡配列が確実かどうかだけではなく、これら四十八簡が『占夢書』のすべてであったかどうかについても全く確証はない。内容も、一簡一簡の独立性が高いので、仮に脱簡があっても気づきにくい性格の文献である。従って、他にも、本来『占夢書』として配列される残簡があったという可能性

も充分に考慮しておかなければならない。

また第二は、そもそも厳密な連続的筆写が意識されていなかったという可能性である。占夢書の内容が「天」「地」「人」の三部に大別されているというのは、後世の占夢書からの推測に過ぎず、この『占夢書』において、そうした整然とした分類に基づく筆写が強く意識されていたかどうかは分からない。先に確認したように、所々に連続した箇所が見られるのは、あくまで緩やかな内容の連鎖にとどまっていたからかもしれないのである。

次に、第五の問題として、占夢の記述パターンに注目してみよう。

この『占夢書』の記述のパターンは、大きくは、「夢象（A）+占断（B）」であるが、細かく言えば、次のように分類できる。

まず、「夢にAを見れば、B」という記述である。

・夢見A、B

（第二十二簡上段）夢見項（鴻）者、有親道遠所來者。

（第二十八簡下段）夢見大反兵・黍粟、其占自當也。

（第三十簡下段）夢見五幣、皆為苛憂。

（第三十一簡下段）夢見桃、為有苛憂。

（第三十二簡下段）夢見李、為復故吏。

（第三十三簡下段）夢見豆、不出三日家（嫁）。

（第三十四簡下段）夢見棗、得君子好言。

この省略型と言えるのが、「Aを夢みれば（あるいは夢にAなれば）、B」というものである。

・夢A、B

（第九簡下段）夢夫婦相反負者、妻若夫必有死者。

（第十一簡下段）夢歌於宮中、乃有内資。

（第十三簡上段）夢歌帶軫玄、有憂、不然有疾。

（第十五簡下段）夢為女子、必有失也、婢子兇。

（第十八簡下段）夢蛇入人口、肓（舌）不出、丈夫為祝、女子為巫。

（第十九簡下段）夢蛇則［封+虫］（蜂）蠆赫（螫）之、有芮（退）者。

これらの若干の変形と言えるのが、「夢に以てAなれば、B」というものである。

・夢以A、B

（第三十一簡上段）夢以弱（溺）灑人、得其亡奴婢。

（第三十二簡上段）夢以泣灑人、得其亡子。

ただ、これら三者には、形式上の大差はない。

これに対して、「夢」字の前に更に語句を置き、夢を限定するものがある。例えば、次の第六簡・第九簡・第十五簡では、「春夢」「夏夢」「秋冬夢」と季節を限定し、第七簡では、「吏夢」と夢見る主体を限定している。

・○夢A、B

（第六簡上段）春夢飛登丘陵、緣木生長燔（繁）華、吉。

（第九簡上段）春夏夢亡上者、兇。

（第十五簡上段）秋冬夢亡於上者、吉。亡於下者、兇。是謂□兇。

（第七簡下段）吏夢企匕（上）、其占□□

一方、占断であるBの部分に注目すると、更に、直接吉凶を記すものと、吉凶の具体的内容を記すものとに区分されることが分かる。

直接吉凶を記すものには、次のような例が見られるが、少数派である。

（第六簡上段）春夢飛登丘陵、緣木生長燔（繁）華、吉。

（第九簡上段）春夏夢亡上者、兇。

（第十簡上段）夢亡下者、吉。

（第九簡上段）春夏夢亡上者、兇。

（第十五簡上段）秋冬夢亡於上者、吉。亡於下者、兇。是謂□兇。

これ以外は、すべて吉凶の具体的内容を記すものである。

このようにして、A、Bのパターンは整理されるのであるが、なお例外として、冒頭に「夢」字が見られないものがある。それらは以下の三種に大別されるが、多くは、「夢」字を補えるのではないかと推測される。

第一は、整理者が、竹簡の欠損部に「夢」字があったとして、原釈文に「夢」字を補っているものである。もしこの通りに「夢」字を補うことができるとすれば、右の「夢見A、B」と同一パターンとなる。

・十一簡上段「[夢] 見□雲」

・十八簡上段「[夢] □産毛者」

・二十三簡上段「[夢] □其腹」

・二十四簡上段「[夢] 市人」

・四十三簡上段「[夢] 見□□、竈欲食」

・四十四簡下段「[夢見] 彭者」

・四十五簡上段「[夢見] □□、大父欲食」

・四十六簡上段「[夢] 見馬者」

第二は、整理者は、「夢」字を補っていないが、竹簡冒頭の欠損部に「夢」字があったのではないかと推測されるものである。

・十二簡上段「□□叟書……」

・十四簡上段「□□□□將發」

・二十一簡上段「□□□者、□入寒秋」

・三十簡上段「□□□□□□為大壽」

・四十七簡上段「□□□中有五□為」

竹簡の残欠により、何字分の文字が欠損しているのか判然としないものもあるが、これらは、「夢」字のある可能性を一応考慮できるものである。とすれば、これらも右の「夢見A、B」や「夢A、B」と同一パターンとなる。

第三は、整理者は、竹簡の欠損と「夢」字とを認定していないが、図版を確認すると竹簡冒頭に欠損があり、そこに「夢」字があったのではないかと推測できるものである。

該当するのは、第三十七簡上段の「其兵卒不占」である。この竹簡は上端がわずかに欠損しており、他の簡との比較から、「其」の前にもう一～二字あったと思われる。ここに「夢」字があった可能性はあろう。

なお、最終簡の四十八簡「不占」（以下、留白）は、上端がわずかに欠損しているようにも見えるが、そこに文字が入るスペースがあったかどうかは分からない。あるいは、他の竹簡（残簡）の下端から文意が接続している可能性もある。陳偉氏は、この竹簡について、本来『占夢書』の序論に接続する竹簡だったと推測する(注8)。いずれにしても、この竹簡だけは唯一、「夢」字があったとは思われない簡である。陳松長氏も、この取り扱いに困って最後に仮配置しているのである(注9)。

以上、占夢の記述方式について検討してきたが、若干の例外はあるものの、全体としては、一定のパターンが見られることが判明した。『占夢書』として明確な体裁を整えた書物であったと評価できよう。

四、『占夢書』の思想史的位置

それでは、こうした『占夢書』は、中国の占夢書の歴史の上で、どのような位置にあると言えるであろうか。そこで検討しなければならないのは、敦煌本『新集周公解夢書』との関係である。これまで、古代のまとまった占夢書として、敦煌本『新集周公解夢書』が注目されてきた。そこで、時代は相当異なるが、この両者を比較することによって、岳麓秦簡『占夢書』の特色を探ってみよう。

まず第一に注目されるのは、序論部分の論理の違いである。『新集周公解夢書』では約百五十字から成る序文があり、そこでは夢の発生原因が「夢是神游、依附彷彿（夢は是れ神游、依附し彷彿たり）」（睡眠中の精神が肉体を離れて浮遊し、他の事物を見聞することによって夢が生ずる）と説かれる。また、後半部では、夢の意義・

結果について、「善夢宜説、悪夢理之。夫夢見好夢即喜、悪夢即憂。若何。智者解之、悪夢即吉、向愚人説之、好夢變為凶也（善夢は宜しく説ぶべく、悪夢は之を理（おさ）むべし。夫れ夢に好夢を見れば即ち喜び、悪（しきことを見れば）即ち憂う。若何。智者之を解すれば、悪夢も即ち吉（となり）、愚人に向かいて之を説けば、好夢も変じて凶と為るなり）」と説かれる。つまり、比較的単純に夢が「好夢」「悪夢」に二分され、またその好・悪は決定的なものではなく、それを解する人間によって変化しうるとされている。夢自体よりも、夢見た後の人為が問題にされているのである。こうした道徳的とも言うべき夢観は、『太平御覧』引く『夢書』佚文や王符『潛夫論』夢列篇等にも見られる（注10）。

これに対して、岳麓秦簡『占夢書』の序論該当部分（第一簡～第五簡）は、夢と日時・天候などとの関係をまず重視し、占いの条件を提示している（注11）。

【1】若書夢亟發、不得其日、以來為日、不得其時、以來為時。醉飽而夢、雨、變氣不占。書言而莫（暮）夢之、有〼【2】□□□□□□始□□之時、亟令夢先。春曰發時、夏曰陽、秋曰閉、冬曰臧（藏）。占夢之道、必順四時而豫【3】其類。毋失四時之所宜。五分日、三分日夕、吉凶有節、善**弇**（義）有故。甲乙夢、開臧事也。丙丁夢、憂也。【4】戊己夢、語言也。庚辛夢、喜也。壬癸夢、生事也。甲乙夢伐木、吉。丙丁夢失火高陽、吉。戊己［夢］【5】宮事、吉。庚辛夢［攻］山鑄（鐘）、吉。壬癸夢行川爲橋、吉。晦而夢三年至、夜半夢者二年而至、鶏鳴夢者［一年而至］。

若し昼の夢亟（しばしば）発して、其の日を得ざれば、来るを以て日と為し、其の時を得ざれば、来るを以て時と為せ。酔飽して夢み、雨ふり、変気なれば、占わず。……

春は発時と曰い、夏は陽と曰い、秋は閉と曰い、冬は蔵と曰う。占夢の道は、必ず四時に順いて其の類に豫（したが）う。其の四時の宜しくする所を失うこと毋かれ。

日を五分し、夕を三分し、吉兇に節有り、善邪に故有り。甲乙の夢は蔵事を開くなり。丙丁の夢は憂うるなり。戊己の夢は語言するなり。庚辛の夢は喜ぶなり。壬癸の夢は事を生ずるなり。甲乙、夢に木を伐れば、吉。丙丁、夢に高陽に失火するは、吉。戊己、宮事を夢みれば、吉。庚辛、夢に山を攻めて鐘を鋳れば、吉。壬癸、夢に川に行きて橋を為れば、吉。晦くして夢みれば三年にして至り、夜半に

夢みれば二年にして至り、鶏鳴に夢みれば一年にして至る。

ここで特に注目されるのは、まず、天候や日時に留意して占夢が行われるということである。「雨」の時や「変気」（異常気象）の時の夢は占いの対象にしないという。また、春夏秋冬の四季ごとの夢を区別した上で、その四時に従って占断するという。

また、占夢の時が「日（昼）」と「夕」とに区分されている点も注目される。『左伝』昭公五年に「日之數十」、その杜預注に「甲至癸」と、一日を十干で分割する説は見える。しかし、このように、まず「日（昼）」と「夕」とを区分した上で、「日」を「五分」し、それを「甲乙」「丙丁」「戊己」「庚辛」「壬癸」の十干の組み合わせで表示するとともに、「夕」を「晦」「夜半」「鶏鳴」に三分するという例は、他に見られない。先述の通り、睡虎地秦墓竹簡「日書」乙種の「夢」では、「甲乙」「丙丁」「戊己」「庚辛」「壬癸」の夢を計五条列挙する。これらは恐らく、夢見た日を表していると思われ、十干を使用するという点では、岳麓秦簡『占夢書』とも類似するが、一日（昼）を五分割したものではない点が異なる。

一方、一日（昼）を五分割するものとしては、放馬灘秦簡「日書」の「禹須臾所以見人日」篇に、「旦」「安食」「日中」「日失」「夕日」とあり、また、睡虎地秦墓竹簡「日書」甲種の「吏」篇に「朝」「晏」「昼」「虒日」「夕」と見えるが、干支や夢との関係は示されない。

なお、十干によって日を示す例は、もちろんある。包山楚簡「卜筮祭禱簡」第十一組（二二〇号簡）に「庚辛に間あり」（庚・辛の日に病気は小康を得る）、睡虎地秦墓竹簡「日書」甲種の「病」篇に、「甲乙」（木）、「丙丁」（火）、「戊己」（土）、「庚辛」（金）、「壬癸」（水）と、五行に組み合わせて日を表示しているが、いずれも夢との関係は説かれない（注12）。

このように、類似の表現は多々見られるものの、岳麓秦簡『占夢書』の占夢理論は独自のものであり、日時や天候に留意するという点では、「占夢掌其歳時、觀天地之會、辨陰陽之氣、以日月星辰占六夢之吉凶」（『周礼』春官・占夢）とする『周礼』の夢観に類似すると言えよう。『周礼』によれば、古代の王制下では、「占夢」の官が配置され、天文気象等に留意しつつ王の見た夢について占断を下していたという。天文と占夢とが密接な関係にあったと推測される訳であるが、こうした性格を岳麓秦簡『占夢書』も一部備えていたと評価できる。

次に、夢の配列と分類について検討してみよう。『新集周公解夢書』は、序文の後、本文が「天文章」「地理

章」「山林草木章」など全二十三章に整然と分類されている(注13)。こうした分類は、魏晋以降生産されるようになる類書の分類の影響を受けたものと考えられる。

例えば、『北堂書鈔』は、完本として現存する中国最古の類書であるが、その分類は、帝王、后紀、政術、刑法、封爵、設官、礼儀、芸文、楽、武功、衣冠、儀飾、服飾、舟、車、酒食、天、歳時、地、となっている。

また、『芸文類聚』は、「天部」「歳時部」「地部」に始まり、「獣部」「鱗介部」「蟲豸部」「祥瑞部」「災異部」に終わり、その巻数はちょうど百巻である。『初学記』も同様に「天部」「歳時部」「地部」から「獣部」「鳥部」まで、全体を二十三の部門に分け、三一三の子目に分ける。以降も大量に生産される各時代の類書でも、概ね天地人の分類・配列を行っている(注14)。

明らかに、『新集周公解夢書』の構成は、こうした類書の分類の影響を受けていると思われる。これに対して、岳麓秦簡『占夢書』には、章題も明確な分類も見られず、まだそうした整然とした部分けは行われていなかったと推測される。

第三に、悪夢への対応という点について確認しておく。『新集周公解夢書』には、末尾の二つの章に、「悪夢為無禁忌等章」(悪夢避けとなる二十の禁忌を記す)、「猒攘悪夢章」(見てしまった悪夢を払う方法を記す)があり、「猒攘悪夢章」末尾には呪符も附記されている。悪夢への対応が強く意識されていると言えよう。これは、呪文や呪符により悪事を払うという道教儀礼の影響を強く受けたものではないかと推測される。これに対して、岳麓秦簡『占夢書』には、「悪夢」と表記する例は見られず、「不占」という場合も、先述の通り、飲酒時や異常な天候の場合に限られていた。

もっとも、『占夢書』にも、「門」(第十四簡)、「行」(第十四簡、第四十二簡)「傷(殤)」(第四十一簡)、「明(盟)」(同)、「癘(厲)」(同)、「租(詛)」(同)など鬼神・神名が登場する(神が祭祀を欲しているという占断が記される)場合があり、「祟」があるとの占断が記される場合もある(第十四簡、第四十簡)。また、睡虎地秦墓竹簡「日書」でも、前記の通り、悪夢への対応が説かれる例があった。「悪夢」自体は、必ずしも道教の影響ということでなく、古くから意識されてきた内容かも知れない。

しかしながら、岳麓秦簡『占夢書』には、「悪夢」と明記するものは皆無であり、悪夢を払うという内容は見られない。そこに道教の影響があるとまでは言えないであろう。

最後に、岳麓秦簡『占夢書』の思想史的位置をまとめておきたい。この『占夢書』は、時代的にも、思想的にも、『周礼』に見えるような古代の夢観・『占夢書』と、類書や道教の影響を強く受けたと推測される敦煌本『新集周公解夢書』との間に位置すると思われる。天候や日時に配慮した占夢には『周礼』的な要素が見られると言えるが、一方で、個物を主体に夢象が記される点は、類書的分類を示す後世の『夢書』の性格をすでに先取りしていたとも言える。

では、「日書」との関係はどうであろうか。両者は、夢を占うという点で類似するが、その構成や分量に明らかな相違がある。「日書」は、あくまで様々な占いの中の一つとして夢に注目したまでであり、『占夢書』は、その序論部分に明らかなように、占夢の理論を説くことに意を注いでおり、加えて、具体的な夢象・占断を総合的に記述する点に特色があった。従って、睡虎地秦墓竹簡「日書」の「夢」篇などが分岐して『占夢書』となったのではなく、『占夢書』は「日書」と一部性格を共有しながらも、系統を別にして成立・展開していったものと推測される。

結　語

以上、本稿では、岳麓秦簡『占夢書』について基礎的な検討を加えてきた。『占夢書』は、現存最古の占夢書であり、思想史的には、後の占夢書の先駆とも言える性格を備えていた。序論部分に占夢の理論を記述し、また、夢象の内容に基づき個々に占断を下している点は、占夢書としての体裁を明確に備えていたと評価できよう。

それでは、この『占夢書』が岳麓秦簡に含まれていた点については、どのような意味があるのであろうか。岳麓秦簡は、その出土地が明確ではなく、所収文献すべてが同一墓からの出土資料であったかどうかは分からない。ただ、仮に同一墓からの出土であったとすれば、そこに一定の共通点が見られるように思われる。岳麓秦簡には、この『占夢書』の他、『質日』（暦譜）、『為吏治官及黔首』（睡虎地秦墓竹簡「為吏之道」に類似する内容）、『数』書（古代における数術を記すもの）、『奏讞書』『秦律雑抄』『秦令雑抄』（秦の法律関係文書）などが含まれている。これらに共通するのは、「技術書」としての性格である。この点は、睡虎地秦墓竹簡に最も類似してお

り、墓主を推測する重要な手がかりともされている。

従って、『占夢書』も、単なる個人の趣味や秘術としてではなく、吏が携帯すべき技術書として扱われていた可能性がある。人々は、夢に一喜一憂した。我々が想像する以上に、夢は大きな力を持っていたと思われる。現場で統治に当たる役人は、民の習俗や迷信にも配慮する必要があった。占夢も、有力な統治技術の一つだったのではなかろうか。

注

（1）『晏子春秋』内篇雑下には、斉の景公と晏子、占夢者の三者が登場する故事が次のように見える。「景公病水、臥十數日、夜瞢與二日鬬、不勝。晏子朝、公曰、「夕者瞢與二日鬬、而寡人不勝、我其死乎」。晏子對曰、「請召占瞢者」。出于閨、使人以車迎占瞢者。至曰、「曷為見召」。晏子曰、「夜者、公瞢二日與公鬬、不勝。公曰、『寡人死乎』。故請君占瞢、是所為也」。占瞢者曰、「請反具書」。晏子曰、「毋反書。公所病者、陰也、日者、陽也。一陰不勝二陽、故病將已。以是對」。占瞢者入、公曰、「寡人瞢與二日鬬而不勝、寡人死乎」。占瞢者對曰、「公之所病、陰也、日者、陽也。一陰不勝二陽、公病將已」。居三日、公病大愈、公且賜占瞢者。占瞢者曰、「此非臣之力、晏子教臣也」。公召晏子、且賜之。晏子曰、「占瞢者以占之言對、故有益也。使臣言之、則不信矣。此占瞢之力也、臣無功焉。」公兩賜之、曰、「以晏子不奪人之功、以占瞢者不蔽人之能」。晏子の智恵を顕彰するのが主題であろうが、ここには、景公お抱えの占夢者と、その占夢者が参照しようとした占夢書の存在がうかがえる。

（2）敦煌本『新集周公解夢書』の詳細については、拙稿「夢の書の行方―敦煌本『新集周公解夢書』の研究―」（『待兼山論叢』第二十九号哲学篇、一九九五年）、および鄭炳林・羊萍編著『敦煌本夢書』（甘粛文化出版社、一九九七年）参照。なお、ここで言う『新集周公解夢書』とは、ペリオ３９０８号として整理されている敦煌文書であるが、これとは別に、敦煌文書には、スタイン５９００号として整理されている『新集周公解夢書残巻』やペリオ３２８１号の『周公解夢書残巻』などもある。

（3）北京大学出土文献研究所編『北京大学蔵西漢竹書［貳］』（上海古籍出版社、二〇一二年十二月）参照。

（4）以下、引用は、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）による。なお以下、原文を引用する際、技術的な問題により本稿で表示できない難字については、［〇＋△］のように分解して表示する場合がある。

（5）この学術調査の詳細については、中国出土文献研究会「中国新出簡牘学術調査報告―上海・武漢・長沙―」（『中国研究

集刊』第五十五号、二〇一二年）参照。なお、その後、陳松長氏は、「嶽麓秦簡《占夢書》的結構略説」（《国際簡牘学会会刊》第七号、二〇一三年二月）においてこの点をより明確にし、岳麓秦簡『占夢書』は、（一）夢理論の部分（冒頭の竹簡五枚）、（二）夢占に関わる内容（竹簡三十五枚、概ね天地人の配列）、（三）神霊祭祀に関する夢占の内容（末尾の六簡）、の三部からなると整理している。

（6）以下、原文の引用に際しては、朱漢民・陳松長主編『岳麓書院蔵秦簡〔壹〕』（上海辞書出版社、二〇一〇年十二月）による。（　）内の文字は、原釈文が字形の類似などを理由に改めているもの、□は竹簡欠損により読み取れない文字。［　］は竹簡欠損部分に推測によって文字を補ったものである。また、〈上〉〈下〉はそれぞれ竹簡の上段、下段であることを示す。

（7）原釈文は文字欠損として□記号を入れる。直後の占断の言葉から、ここには、「田」字があったのではないかと推測される。

（8）陳偉「《占夢書》一五二五號等簡的編連問題」（簡帛網、二〇一一年四月九日）は、次のように竹簡を再配列する。「……若晝夢亟發、不得其日、以來爲日。不得其時、以來爲時。醉飽而夢、雨、變氣、不占。晝言而莫夢之、有⬚不占」。

（9）注5前掲の陳松長氏論考参照。

（10）詳細については、注2前掲の拙稿参照。

（11）記号については、前記とほぼ同様である。【　】内の数字は、竹簡番号、［　］の文字は、欠損箇所を推測により補ったもの。□は竹簡残欠により不明の文字。（　）内の文字は、字形の類似から読み替えたもの、である。

（12）これらの詳細については、工藤元男『占いと中国古代の社会』（東方書店、二〇一一年）参照。

（13）『新集周公解夢書』の分章は次の通りである。天文章、地理章、山林草木章、水火盗賊章、官禄兄弟章、人身梳鏡章、飲食章、仏道音楽章、荘園田宅章、衣服章、六畜禽獸章、龍蛇章、刀剣弓弩章、夫婦花粉章、楼閣家具銭帛章、舟車橋市穀（物）章、生死疾病章、冢墓棺材凶具章、十二支日得夢章、十二時得夢章、建除満日得夢章、悪夢為無禁忌等章、獸攘悪夢章。

（14）詳細については、拙著『故事成語の誕生と変容』（角川学芸出版、二〇一〇年）の附録「主要類書解説」参照。

【附記】本稿は、二〇一三年五月十一日、香港城市大学で開催された東アジア文化交渉学会における筆者の口頭発表「岳麓秦簡『占夢書』研究」に基づき、加筆修訂を加えて定稿としたものである。また、本研究は、平成二十一年度～二十五年度、日本学術振興会科学研究費基盤研究B「戦国楚簡と先秦思想史に関する総合的研究」（研究代表者、湯浅邦弘）による研究成果の一部である。